

地域ユースプラザ運営法人募集における質問への回答

No	項目	質問	回答
1	募集要項 1(1)地域ユースプラザとは	令和7年度までの要項ではユースプラザは「横浜市青少年相談センターの支所的機能を有する」と明記されていましたが、今回の要項ではその記載がありません。令和8年度から「ひきこもり総合支援・若者相談センター」が設置されたことと関係がありますか。又、ひきこもり総合支援・若者相談センターとユースプラザとの関係・位置づけに関して変更の有無等について教えてください。	事業開始当初、横浜市青少年相談センターの支所的機能を有する施設として事業が始まりましたが、令和8年度からこども青少年局青少年相談センターと健康福祉局ひきこもり支援課が統合し、健康福祉局ひきこもり総合支援・若者相談センターとなりました。このことにより対象年齢にずれが生じたため、支所的位置づけではなくなりましたが、18歳以上の支援に関しては引き続き連携を取りながら事業を実施していきます。
2	募集要項 1(2)地域ユースプラザの活動内容	過去5年程度(令和4～8年度)の4か所のユースプラザ別実績を教えてください。 (把握したい項目)電話相談件数、来所相談件数、家庭訪問件数、区役所での専門相談件数、居場所の利用者数(延べ・実人数)	別添資料のとおり
3	募集要項 1(2)地域ユースプラザの活動内容	ユースプラザの各種機能・役割と、こども青少年局が実施する類似・関連事業との役割分担および連携の考え方を教えてください。また、現状における課題認識があればお示しください。 (確認したい事業との関係) 相談機能: SNS相談事業との棲み分け 居場所機能: 寄り添い型生活支援事業、青少年地域活動拠点との役割分担 ネットワーク作り: 不登校・いじめ対策、子育て支援等との棲み分け 就労体験: 若者サポートステーションとの役割分担	相談機能: SNS相談事業は若年層等、既存の電話相談につながりにくい者からの相談を受け付けています。電話相談や来所相談を希望される場合は地域ユースプラザをご案内することもあります。 居場所機能: 寄り添い型生活支援事業は、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者を対象に、当該児童が安心して過ごせる生活の場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて支援を行う事業です。 青少年地域活動拠点は中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、様々な体験や交流を行うことを目的とする施設です。両施設とも地域ユースプラザとは対象としている世代や層が異なります。 ネットワーク作り: 地域ユースプラザが担うネットワーク作りは不登校・いじめ対策、子育て支援等だけではなく、地域における若者を取り巻く環境全体を対象としています。また、地域におけるネットワークづくりを目的として年3回程度地域支援連絡会を実施していただきます。 就労体験: 若者サポートステーションは就労支援を目的とした施設なので、利用者が就労へ進む場合は連携を取ってください。
4	募集要項 1(4)才運営経費	物価上昇や人件費上昇、また社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師・臨床心理士等の有資格専門職の確保が求められる配置基準を踏まえ、今まで補助金額はなぜ据え置かれてきたのか。また、今後の運営期間中(令和9～13年度)に補助額についての見解を教えてください。	本事業の補助額については、ここ数年補助額の改定は行っていないませんが、事業内容や利用実績、本市の財政状況等を踏まえながら事業を実施してきました。また、令和4～6年度は物価高騰への対応として別途補助金を交付しました。 令和9年度以降の補助額については、現時点で見直しを予定していませんが、今後の社会経済情勢や人材確保を取り巻く環境の変化、事業の実施状況等を踏まえながら検討していきます。

No	項目	質問	回答
5	募集要項 1(4)才運営経費	令和8年度の補助金について、人件費・事務費・管理費・事業費の別内訳と、人件費の積算の考え方(職位・人数・単価等)を教えてください。	人件費の積算に当たっては、責任者(施設長)1名、地域連携相談員1名、心理相談担当職員1名、非常勤嘱託医1名のほか、相談支援等を担う専門職員及び事務職員等の配置を想定しています。 なお、具体的な職位ごとの単価や積算額の内訳については公表していません。 提案に当たっては、募集要項に定める業務を適切に実施できる体制の構築という観点から、必要な職員配置を提案してください。
6	募集要項 1(4)ウ職員体制	「5人程度」の「程度」はどこまで許容されますか。曜日・時間帯によって一時的に5人を下回る場合、要件を満たさないと判断されますか。	電話相談や面談、居場所運営等の業務に支障が生じない範囲で、一時的に職員数が5人を下回することは差し支えありません。
7	募集要項 1(4)ウ職員体制	心理相談担当職員には、常勤・非常勤の別および最低勤務日数の要件があれば教えてください。	常勤・非常勤の定めはありません。利用者への支援が行き届く勤務日数としてください。
8	募集要項 1(4)ウ職員体制	現在運営中の4か所のユースプラザにおける職員配置の実態(正規・嘱託・パートの別および人数)を参考として教えてください。	別添資料のとおり
9	募集要項 4選定の効力	「選定の効力」条項が追加された背景・趣旨を教えてください。	本市の財政状況や社会情勢の変化等を踏まえ、将来的に補助金額の見直しや事業実施方式の変更が必要となる可能性も考慮し、当該規定を追加しました。
10	募集要項 4選定の効力	「事業実施方式の見直し」として具体的に想定している内容があれば教えてください。	現時点で具体的に想定しているものではありませんが、今後の制度改正や財源の状況等によっては、事業実施方式の変更を検討する可能性があります。
11	募集要項 4選定の効力	選定の効力が終了した場合、運営法人が補助金により整備した内装・備品等の費用負担はどうなりますか。また、雇用している職員の扱いについて、市としての考えがあれば教えてください。	地域ユースプラザ事業が継続される場合は、補助金により整備した内装・備品等については、原則として次期運営法人に引き継ぐことを想定しています。また、選定の効力の終了が見込まれる場合には、必要な引継ぎや調整を円滑に行えるよう、事前に運営法人と協議を行います。 なお、雇用している職員の取扱いについては、各法人と職員との雇用関係に関する事項であるため、市が直接決定や補償を行うことはできません。選定の効力終了に伴う雇用継続等については、各法人においてご判断いただくこととなりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
12	全体	市として、現在のユースプラザ事業全体でNo.3以外の課題をどのように認識されていますか。また、次期5年間で重点的に改善・強化したい点があれば教えてください。	令和8年度から青少年相談センターが「ひきこもり総合支援・若者相談センター」となり、対象年齢が18歳以上となったことで、これまで以上にユースプラザで受ける若者の相談が多くなることが予想されます。こうした支援を必要とする若者に適切な支援が行き届くよう、関係機関との連携強化や、支援の切れ目に着目した事業周知の充実が重要であると考えています。

No	項目	質問	回答
13	申請様式Ⅱ-1	事業計画書の補足資料として、PowerPointの別添資料をご提出することは可能か。	事業計画書P.2に記載のとおり、別添資料を添付することは可能です。プレゼンテーションの場で新たな資料を提示することはできませんので、プレゼンテーションで使用する資料であっても指定の申請期間内に提出してください。
14	地域ユースプラザ事業実施要綱 第12条（事業経費）	事業収入・協賛金等の活用が認められていますが、補助対象外経費への充当に制限はありますか。また、人件費への充当は可能ですか。	地域ユースプラザ事業における事業収入・協賛金等については当該事業（人件費への充当も可）に活用してください。また、地域ユースプラザ事業にかかる経費であれば補助対象外経費への充当に制限はありません。ただし、補助金額に余剰が生じた場合は返金を求めることがあります。

地域ユースプラザ運営法人募集における質問への回答(別添)

No.2

【質問内容】

過去5年程度(令和4～8年度)の4か所のユースプラザ別実績を教えてください。

(把握したい項目)電話相談件数、来所相談件数、家庭訪問件数、区役所での専門相談件数、居場所の利用者数(延べ・実人数)

【回答】

ご質問いただいた項目について、実人数での把握はしておりませんので、延べ人数または延べ件数で回答させていただきます。

1 電話相談件数(延べ件数)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
東部	377	445	489	352	1,919
西部	668	698	677	496	500
南部	724	740	776	788	1,165
北部	597	584	438	319	1,072
合計	2,366	2,467	2,380	1,955	4,656

※令和7年度は相談以外の電話対応も計上

2 来所相談(面接相談)件数(延べ人数)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
東部	812	684	729	681	757
西部	671	828	713	532	580
南部	827	968	790	859	721
北部	1,107	1,134	1,163	931	831
合計	3,417	3,614	3,395	3,003	2,889

3 家庭訪問件数(延べ人数)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
東部	5	0	0	2	0
西部	4	8	4	1	1
南部	0	0	0	0	0
北部	1	0	1	0	0
合計	10	8	5	3	1

4 区役所での専門相談件数(延べ件数)

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
東部	鶴見	12	15	5	12	14
	神奈川	9	2	8	5	7
	西	1	3	4	1	4
	中	9	9	13	6	10
	南	12	8	2	5	10
西部	保土ヶ谷	2	8	4	8	19
	旭	16	10	11	12	35
	泉	14	8	8	10	16
	瀬谷	17	25	18	11	16
南部	港南	13	2	12	7	6
	磯子	5	4	6	6	3
	金沢	15	7	21	16	16
	戸塚	14	40	28	24	24
	栄	4	5	9	4	3
北部	港北	13	12	18	13	20
	緑	14	8	20	17	19
	青葉	14	12	20	28	24
	都筑	11	5	12	21	28
合計		195	183	219	206	274

5 居場所の利用者数(延べ人数)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
東部	2,366	2,648	2,804	2,423	2,511
西部	2,231	2,900	1,738	1,851	1,306
南部	2,741	3,187	2,466	2,719	2,474
北部	2,925	2,351	2,529	2,008	1,773
合計	10,263	11,086	9,537	9,001	8,064

No.8

【質問内容】

現在運営中の4か所のユースプラザにおける職員配置の実態(正規・嘱託・パートの別および人数)を参考として教えてください。

【回答】

地域ユースプラザ事業における職員の区分については、正規・嘱託・パートの別ではなく、常勤・非常勤の勤務形態により区分しています。

	東部	西部	南部	北部
常勤	5	4	3	3
非常勤	9	10	10	8